

# 離婚届

## 届書類の通数

### (1) 協議離婚 (日本人同士の場合のみ)

- ①届書 (裏面に証人2人の署名欄があります) 3通
- ②戸籍謄本 (3ヶ月以内に発行されたもの) 2通

※離婚の際称していた氏を称する届—旧姓に戻らず、婚姻時の姓を称する届を出すことができます。離婚の日から3ヶ月以内に提出して下さい。

### (2) 判決離婚

- ①届書 日本人同士の場合 3通  
一方が外国人の場合 2通
- ②戸籍謄本 (3ヶ月以内に発行されたもの) 2通
- ③離婚証明書 (Divorce Certificate) 原本提示
- ④同和訳文 (どなたがされても結構です) 1通
- ⑤離婚申請書 (Application for Divorce) 原本提示
- ⑥同和訳文 (どなたがされても結構です) 1通
- ⑦Acknowledgement for Service 原本提示 (被告が外国人の場合のみ)
- ⑧同和訳文 (どなたがされても結構です)

※外国人との離婚による氏の変更届—旧姓に戻る場合は、判決の日から3ヶ月以内にこの届出を提出して下さい。

《届書記入の際、修正液は使用しないで下さい。間違えた所を二重線で消し、訂正し、二重線の上には訂正印を押して下さい。》

### <注>判決離婚の場合

- \* 判決の日より3ヶ月以内に届出をして下さい。
- \* 平成18年1月1日施行されました民事訴訟法の改正により、判決離婚の届出には、下記の書類が必要になります。(民事訴訟法第118条)
  - ・離婚申請書 (Application for Divorce) — 原告・被告を確認するため  
裁判所に提出された後、写しを本人控え用に送付されるのが通常です。
  - ・Acknowledgement for Service — 被告が送達を受けたことを確認するため  
日本人被告が届出人の場合は不要。

### —郵送で提出される場合—

郵便局にて **REGISTERED POST** という書留用の封筒が購入できますので、書留郵便にて送付して下さい。原本照合後お返し致しますので、返信用封筒 (同じく書留用封筒) に、ご自身のお名前、返送先の住所を明記の上、忘れずに同封願います。

協議離婚の場合は、返信用封筒は不要です。

離婚届

平成25年2月10日届出

西暦2013年は平成25年です

大使館 総領事 殿

受理	平成	年	月	日
第				号
送付	平成	年	月	日
第				号



書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附	票	住民票	通知
------	------	------	-----	---	---	-----	----

この住所のSuburb(郊外)がどこのRegional Councilに属するかの確認。そのCouncilにも市又は郡と置かれてSuburbの前に記入して下さい。  
 例: Gold Coast City Council → ゴールドコースト市  
 Tweed Shire Council → ツweed郡

(よみかた)	夫 やまた たろう	妻 やまた かつこ
氏名	山田 太郎	山田 和子
日	昭和45年2月3日	昭和45年9月5日
所	オーストラリア国クィーンズランド州ブリスベン市 アズプリー パス通り 5 番地 番 号	オーストラリア国クィーンズランド州ゴールドコースト市 バウマツリー通り 59 番地 番 号
籍	東京都千代田区平河町一丁目4 番地 番	

(2)	夫または妻が外国人のときはその国籍	筆頭者の氏名 山田太郎	( )
(3)	父母の氏名	夫の父 山田 太一	妻の父 木村 忠治
(4)	父母との続柄	母 邦子	母 春子
(5)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 審判
(6)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	大阪府大阪市中央区谷町二丁目1 番地 番	筆頭者の氏名 木村和子

捨印  
↑  
印鑑又は右手親指の押印

(7)	同居の期間	平成 年 3 月 から 平成 年 4 月 まで
(8)	別居する前の住所	オーストラリア国クィーンズランド州ゴールドコースト市バウマツリー通り 59 番地 番 号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯

(10)	夫妻の職業	夫の職業 判決や特別な協議がない限り記入不要	妻の職業
------	-------	------------------------	------

その他 平成25年1月10日クィーンズランド州ブリスベンのオーストラリア連邦貿易裁判所にて離婚確定。同判決謄本添付。

届出人名	夫 山田太郎	妻
------	--------	---

事件簿番号 日中連絡の出来る電話番号 印鑑又は右手親指の押印  
 (届出人の連絡先及び電話番号 0755 123 456, 0405 123 456)